

ミャンマーにおける新規投資家の機会および課題

ミャンマーにおける最近の民主改革により、外国政府による経済制裁の緩和が促進され、外国人投資家の同国への関心が高まっています。さらなる改革への明るい兆しは見られるものの、ミャンマーへの新規投資家は、重大な課題に直面しています。

本ブリーフィングでは、投資家が検討すべきミャンマーの最新動向および主な課題を取り上げます。

ミャンマーにおける外国投資に関する法的枠組み

ミャンマーでは、外国投資のために開放されているセクターに数々の規制があり、また、外国人に開放されているセクターにおいて、投資家に対する適切な法的保護が充分でないことから、外国人投資家にとっては一般的に魅力に欠ける法域であるとみなされています。改革が行われる予定ではあるものの、ミャンマーの法制度は外国人投資家にとって重大かつ様々なリスクを提起するため、投資家は引き続き注意しなければなりません。

ミャンマーの1988年外国投資法（FIL）により、ミャンマー投資委員会（MIC）が設置されました。MICは、減税および許可要件の免除等、外国人投資家に対する様々な免除や救済を与えることが可能です。他方で、FILにより、外国投資には様々な制限も課せられています。鍵となる制限としては、外国人投資家が地元企業と合弁事業を締結しなければならない義務が現在課せられています。またFILにより、外貨の管理体制が創設されました。

ミャンマー政府はFILの改正を優先させています。ただ以前に新FILを直ちにまとめると発表していたことを考慮すると、作業が遅延しているものと思われます。新法では、外国人投資家と地元経営者との合弁事業締結要件が廃止されると報じられています。また、新FILでは、外国人投資家に対する様々な税制上の優遇措置の付与、外国人の土地利用に関する規制緩和および国有化に対する補償の提供が期待されています。

FILの修正案とは別に、ミャンマー政府は、現地通貨（ミャンマー・チャット）の変動管理および外国為替に関する規則の簡素化等、大規模な経済改革を進めています。また、とりわけミャンマー政府は、外国の銀行に対して、ミャンマー国内の銀行との合弁事業または、当該外国銀行の支店開設によるミャンマーへの投資を許可することを検討しています。鉱業業界も大幅な法改正が予定されており、同業界におけるチャンスが外国人投資家の大きな関心事となっています。

意欲的な改革が多く計画されていますが、国際機関の間では、ミャンマーの指導者や主要な官僚機構（MICおよび中央銀行等）が全てを一度に実行する能力はないと懸念しています。また、オブザーバーも、起草が不十分な法案が適切に協議されず、短期間で国会を通過することは重大な危険があると述べています。

主要トピック

- ミャンマーにおける外国投資に関する法的枠組み
- 国際仲裁
- 投資保護
- EUおよび米国の制裁
- 人権
- 腐敗および透明性

国際仲裁

新規投資家の主な懸念事項として、ミャンマーの裁判所に対する信頼や、契約および財産権が確実に尊重されるような選択肢の欠如が挙げられます。ミャンマーは、1958年外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）や1965年国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ICSID条約）に加盟していません。

ミャンマーにおける仲裁合意および裁定の強制については、同国の独立前の法律で規定されており、そこでは同国国内の仲裁裁判所で行われた仲裁合意および裁定の強制についてしか定められていません。現在のところ、ミャンマーで設立された会社がミャンマー国外で紛争の仲裁を付託する旨の契約を締結することはできません。また、ミャンマー法務長官関係当局は通常、国際仲裁の条項が含まれた同国国有企業関連の契約を拒否しています。

ミャンマー政府は、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法に基づき最新の仲裁法を導入するつもりであること、また、ニューヨーク条約にも署名・批准することを正式に表明しました。しかしながら、これを国内で実施するための作業には時間がかかる可能性があります。ミャンマーの場合、協議中の改革が多く存在するため、この作業には通常以上の遅延が見込まれます。

投資保護

ミャンマーには政治的なリスクという側面があるため、投資希望者は、同国が署名した二国間または多国間の投資協定を利用し、新規投資を構築する可能性を検討すべきです。UNCTAD（国連貿易開発会議）の最新情報によると、ミャンマーは、フィリピン、中国、インド、ラオス、タイおよびベトナムとの二国間投資協定（「BIT」）に署名しました。その内、フィリピン、中国およびインドとの協定が発効しています。最近、当事務所ではヤンゴンを訪れ、現在ミャンマーが、日本、ロシア、モンゴル、バングラデシュ、韓国およびイランとも新BITを交渉していると把握しています。

また、ミャンマーは、適格外国人投資家の保護を定めた投資条項を含む、2つの多国間貿易協定に加盟しています。

- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）
- ASEAN 包括投資協定（ACIA）

ミャンマーとの BIT または多国間協定に未署名である国（日本を含む。）の外国人投資家が、現行の BIT、ACIA または AANZFTA に基づき保護を受けられる可能性があります。この保護は、シンガポール等の ASEAN 加盟国で設立された子会社経由で新規投資を行うことで受けられる可能性があります。これを目的としてストラクチャリングの決定を行う場合には、事前に専門家の助言を得ることが必要です。

EU および米国の制裁

2012年4月23日、EU 外務理事会は、ミャンマーに課されていた全ての規制を12ヶ月間停止することを発表しました（継続中の武器禁輸は除きます）。重要な点としては、EU は制裁を解除ではなく一時停止したということです。ここから、EU の制裁が永久的に解除されるかどうかは、ミャンマーにおける改革の進展次第であると言えます。

2012年7月11日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、ビルマ制裁規制（BSR）が存在する中で、以前は禁止されていたミャンマーへの金融サービスの提供および米国の個人による同国への投資を許可する2種類の一般許可証（General License）を新たに発行しました。ここでいうところの米国の個人とは、米国法に基づいて設立されたすべての事業体、米国の全ての者および米国市民または世界中の米国のグリーンカード保有者をいいます。

この2種類の一般許可証は、一定の制限（下記参照）に従うものとし、特別指定国民（SDN）として列挙されているミャンマーの個人または事業体と取引を行うことを禁止しています。また、2012年7月11日、オバマ大統領は、「ビルマの平和、安全、安定を脅かす財産または人物の阻止」という表題の大統領命令を新たに発行していますが、それに従えばSDNの追加指定が行われる可能性があります。

一般許可証第16号は、米国または米国の個人による「ビルマへの金融サービスの輸出または再輸出」（ミャンマーへの資金振替や、保険、投資、銀行取引、信用取引、現金送金サービス等その他の金融サービスの提供を含む。）を許可するものです。米国の制裁によって、2003年7月の大統領命令第13310号の発表以来、このようなサービスの提供は一般的には禁止されていました。

一般許可証第16号では、ミャンマー国防省、同国のその他の武装集団またはミャンマー国防省もしくは武装集団が、50%超の株式を保有する事業体に金融サービスを提供することは許可されていません。SDNリストに挙げられているミャンマーの個人または事業体に金融サービスを提供することは引き続き禁止されています。

米国における、残存する特定の金融サービスに対する制限事項の範囲から見ると、米国の銀行は、取引上のメッセージに対するフィルタリングを継続するのではないかと考えられます。それは、禁止事項がそこに存在しうるために、ミャンマーという地理的な言及またはミャンマーのSDNへの言及を特定して、フィルターにかけ「ヒットした」事項を丁寧に精査するためです。また、米国財務省金融犯罪捜査網は、ミャンマーが、マネーロンダリングが最も懸念される指定法域であることについて変更していません。これはつまり、ミャンマーのあらゆる事項が監視対象になることを意味しています。

一般許可証第17号は、米国の個人がミャンマーに新規投資を行うことを許可するもので、ミャンマー国防省またはミャンマーのその他の武装集団による合意に基づいて行うものではない場合に限られます。また、この一般許可証第17号においては、米国の個人は、ミャンマーに投資する条件として、米国国務省が定めた報告義務を遵守しなければなりません。

ミャンマーへの投資額の合計が500,000米国ドルを超す米国の個人はすべて、その投資に関する詳細な年次報告書を提出しなければなりません。この報告書は公開されることになっており、特に、セキュリティー・サービス事業者との取決めや、人権、労働者の権利、腐敗対策、環境保護および土地の取得に関する当該投資家の方針および手続き等を、詳細に記載しなければなりません。また、この報告書には、ミャンマーの政府機関（国有企業を含む。）に対する年間10,000米国ドル超の支払いについての詳細も含めなければなりません。ミャンマー石油ガス公社（MOGE）関連のプロジェクトに投資を行う米国の個人は、投資後60日以内に米国国務省に通知しなければなりません。

米国の個人は、一般許可証第16号または一般許可証第17号の条件に従ってミャンマーに投資できるようになりますが、米国では、ミャンマーからの輸入は依然として禁止されています。

日本人投資家を含め、海外の投資家は、EU、米国およびその他の国によるミャンマーへの経済制裁および制限に関する状況の監視を継続すべきです。多くの国がミャンマーに対する制限を永久的に解除しましたが、EUおよび米国はより慎重な姿勢を続けており、現在の改革プロセスが持続しない場合は制裁を再開すると示唆しています。制裁が再開された場合、海外の投資家、とりわけ金融機関に影響を与える恐れがあります。

人権

ミャンマーに国際的な制裁が課されたのは、軍事政権（1990年に初めて権力を掌握）が基本的な政治的自由および人権、とりわけ少数民族の人権を尊重しなかったことに対処するためでした。他方、近年ミャンマーで事業活動が許可されていた外国人投資家は、人権侵害の共謀罪で申立てられています。被害者からの人権侵害の主張に係わる民事訴訟で防御を余儀なくされるか、または、投資家およびその他の利害関係者の圧力を受け、ビルマから撤退しています。

また、外国人投資家が土地の権利関係に関する紛争ならびに採取産業およびインフラ事業の環境的な影響に関する紛争に巻き込まれるようになりました。軍による民間の事業に関わる強制労働およびその他の深刻な人権侵害に共謀したとして、重大な申立てを受けている外国会社もあります。ミャンマー政府によって同国の労働法規（労働組合の設立に関する規制の緩和等）の改革が進んでいますが、投資希望者は、強制労働およびその他の深刻な人権侵害に関する報道が続いていることに留意しなければなりません。

ミャンマーにおける人権状況は急速に改善することが期待されていますが、このような人権侵害の申立てに関わるレピュテーション上の損害や潜在的な責任は過小評価すべきではありません。ミャンマーにおけるビジネスチャンスを評価する際には、人権に関するリスクをも全面的に評価することが推奨されます。

EU 外務理事会は、ミャンマー国内に従事する EU 投資家に対し、経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針、国連ビジネスと人権に関する指導原則、2011年-2014年 EU の CSR（企業の社会的責任）戦略等に定められた、最高水準の誠実さおよび CSR を、ともに遵守することを期待する旨の声明を発表しました。

腐敗および透明性

ミャンマーは、トランスペアレンシー・インターナショナルの 2011 年腐敗認識指数で、最下位から 3 番目を占めるに至っています。ミャンマーにおける縁故主義の横行やその他の形態による汚職により、同国への投資を検討する事業に重大なコンプライアンスリスクを提起しています。地元のビジネス・パートナー候補者へのデューディリジェンスを包括的に実施することに加えて、投資家は、資産の購入またはミャンマーで事業を行っている企業への投資を検討している場合には、既存の資産が汚職の結果取得されたものではないということを確認する必要があります。

ミャンマー政府は、腐敗の蔓延が、切望されている外国投資の妨げとなるであろうことは認識しています。同政府は、透明性の必要性を頻繁に言及し、最近では、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）を遵守するよう努めると表明しています。

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細またはその他の分野のお問い合わせは下記のものにご連絡ください。



Ashvin Seetulsingh
(アシュビン・シータルシン)
Foreign Legal Consultant
(England and Wales)

T: +(81 3) 5561 6613 (Tokyo)
T: +852 2826 3553 (Hong Kong)
E: ashvin.seetulsingh
@cliffordchance.com



Landry Guesdon
(ランドリー・ゲドン)
カウンセラー、東京オフィス

T: +(81 3) 5561 6622
E: landry.guesdon
@cliffordchance.com



Rae Lindsay
(レイ・リンゼイ)
パートナー、ロンドンオフィス

T: +44 207 006 8622
E: rae.lindsay
@cliffordchance.com



George Kleinfeld
(ジョージ・クラインフェルド)
パートナー、ワシントンオフィス

T: +1 202 912 5126
E: george.kleinfeld
@cliffordchance.com



Antony Crockett
(アントニー・クロケット)
シニアアソシエイト、ロンドンオフィス

T: +44 207 006 2332
E: antony.crockett
@cliffordchance.com



Marc Rathbone
(マーク・ラズボーン)
カウンセラー、シンガポールオフィス

T: +65 6410 2222
E: marc.rathbone
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2012
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyō)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.

TOKYO-1-265096